

原 著

環境運動が形成する公共圏についての一考察 長野オリンピックを事例として

熊谷桂子*

要 旨

近年、スポーツの国際大会が開催される際に環境問題がしばしば問題となるが、そのなかでも特に冬季オリンピックは環境に対する負荷が大きいということで注目を集めることが多い。オリンピックの特徴と近代の特徴には重なる部分があり、オリンピックで起こった現象を見ていくことは今日のスポーツ界や社会について論じる際にも有効な研究になりうると筆者は考える。公共圏が存在する社会はすなわち様々な意見が通い合う社会であり、文化の発展と環境保護を両立させるための良い考えが生まれる可能性が高くなることを意味するのではないかと考え、2つのオリンピックにおける環境運動から公共圏の生成過程を見るというのが本論文の目的である。

ハーバーマスの公共圏理論は、サロンやカフェで文芸作品に関する批評を行っていた市民が議論する習慣を持ち、次第に政治的な内容についても論じるようになり、下からの突き上げによって既存の支配を掘り崩すようになるというものである。「市民」がブルジョワジーに限られている、女性が排除されている等の批判もあるが、公共圏の生成過程を見るという点においては優れた点も多い。そこで本論文では、公共圏理論を広めたハーバーマスと先駆者であるアーレントの理論の共通点である討議のある空間ということを重視して用いた。

2つのオリンピックにおける環境運動とオリンピック後の長野の様子から公共圏の生成には段階があるのではないかとということが考察できた。公共圏概念は親密圏＝家族を最小単位とするため人間1人1人を見ていく個という視点が欠けているという近年の批判も考慮に入れ、個人の私利私欲という視点についても考察し、それによって公共圏の段階が推移していく過程や個人の動きが公共圏に与える影響も見る事が可能になることを論じた。

1 研究の動機・目的

近年、日本でスポーツの国際大会が開催される機会が増え、このことにもなって国際大会の開催あるいは開催内容が環境破壊や環境保護の問題としてとりあげられるようになった。環

境保護に関する法律が多く制定され、スポーツ界も環境に対する社会意識の高さを無視できなくなるなか、スポーツ界自ら環境対策を行うようになってきてはいるけれども、依然手探りの状態が続いている。

1998年の長野冬季オリンピックで開催前後

*早稲田大学人間科学研究科修士課程（現所属：福山市役所）

に環境問題は大きな注目を集め、環境保護のための社会運動がオリンピックの誘致段階からいくつも行われ、オリンピックのあり方に少なからぬ影響を与えた。最近のオリンピックの特徴として巨大化、国家的事業、商業主義が挙げられるが、グローバル化が進む現代社会ではオリンピック以外の様々な現象、スポーツ分野全体、社会全般に当てはまる傾向である。ギデنزは(注1)資本主義と国民国家を近代的制度の普及と膨張を促進した要素の1つとし、またグローバル化の過程を重要な過程としてとらえている。この考えにもとづくと、オリンピックの特徴と近代の特徴は重なる点はいくつもある。よってオリンピックで起こった現象を見ていくことは今日のスポーツ分野全体や社会のその他の分野を論じる際にも有効な研究の1つとなるのではないかと筆者は考える。本研究では、長野の環境運動がオリンピックの環境対策にどのような影響を及ぼしたか、また比較対象としてリレハンメル環境対策と環境運動も見えていくことにより、そこに討議が自由に行える空間である公共圏の萌芽が見えるかどうかを論じていく。

2 公共圏の概念について

J.Habermasが『公共性の構造転換』の初版を書いてから40年が過ぎ、第2版が発行されてから10年以上がたった。日本では現在、公共性／公共圏に対する関心が高まっており、それは日本社会学会発行の『社会学評論』で2000年に公共性の特集が組まれたことから見てとれる。しかし公共性という言葉が様々な分野で使われるのに伴ってその語義が広くなり、すべてが必ずしもハーバーマスの用いている公共性と同じ意味ではなくなっている。

また日本語の場合、公共圏と公共性では間違った場合のイメージの持ち方が若干変わってくることもあり、ハーバーマスの用いたÖffentlichkeitをどのように翻訳するかという問題もある。ここでは、公共性／公共圏の概念

をまとめていき、最後にÖffentlichkeitをどのように日本語に訳すかを考える。

2.1 ハーバーマスの公共性／公共圏概念

『公共性の構造転換 第2版』(Habermas 1990=1994)でハーバーマスは、公共性の主体は公論の担い手としての公衆であるとし、裁判審理の公開性を公衆の批判的機能のために設けられた制度であるとして例に挙げる。そして公共性そのものは生活圏という形で現われ、公共生活の領域は私生活の領域に対立し、また公論の勢力圏として現われ、公権力に対立しているとする。「公的」なものと公的でない「私的」なものとの区別はギリシャに発し、ローマの形態で今日まで伝えられてきたカテゴリーであり、ギリシャの都市国家時代から公共性は対話と共同の行為とにおいて成立すると述べる。そして『公共性の構造転換』執筆の目的の1つを、「公共性」という名目で漠然と一括している複合体をその諸構造において歴史的に理解することにおいている(Habermas 1990=1994:12-15)。

ハーバーマスは討議の重要性を繰り返しているが、市民的公共性の成立史を見ている段階でもその姿勢を貫いていることが上の記述からわかる。まず公衆が自覚をする点に着目しているが、自覚をしなければ討議は始まらず、公衆の自覚を討議の始まりとしてみていることからわかる。

ハーバーマスは、市民的公共性を公衆として集合化した私人たちの生活圏として捉え、これらの私人(民間人)たちは、当局によって規制されてきた公共性を公権力そのものに対抗して自己のものとして主張する、と述べる。そして彼らが公権力に対してつきつける権利要求は、集中しすぎた支配権を「分割せよ」というのではなく、むしろ既存の支配の原理を掘りくずそうとするものであり、市民的公衆がこの支配原理に対置する監査の原理が、まさに公開性なのであって、これはもともと支配そのものの性格を変化させようとするものである。また政治的

機能を持つ公共性の前駆をなすものを文芸的公共性に置く。文芸的公共性は、公共の論議の練習場であり、また自己啓蒙の過程でもあった。フランスのサロンやイギリスの喫茶店で文学作品や新聞について議論をするようになり、次第に小説を読むことが習慣になった市民層は、初期のサロンや喫茶店という施設から脱却して、新聞や職業的批評という触媒機関によって公衆を形成し、文芸的論議の公共圏を形成する。次に文芸的公共性の機能変化が起こり、政府当局の監督を受けていた公共性が論議する私人たちの公衆によって略取され、公権力に対する批判の圏つまり政治的公共性として確立され、公衆が関心を持つ私生活の経験連関が、この文芸的公共性の媒介を受けて政治的公共性の中へ取り入れられてくることとなる(Habermas 1990=1994: 46-78)。

受け手に対して浸透性が強いために視聴者が思考する機会を奪うラジオ、映画、テレビといったマスメディアによって公共性が変容してしまい、人びとがマスメディアによって作られた「擬似的公論」を無批判に受け入れてしまうようになることをハーバーマスは批判し、厳密な意味での公論は、批判的公開性というもうひとつの広報性によって媒介される限りでのみ形成されうると述べる。このような媒介が社会的に問題になるスケールで可能になるには組織内部の公共性を通じて流れる公式的コミュニケーションの過程へ私人たちが参加するという方法が必要である。なぜなら少数の私人はすでに政党や公共の団体に成員として所属しているため、そこで私人としての政治的意見と擬似公共的意見との間の相互応答が可能になるからであり、そこにハーバーマスは新たな討議の空間を見出している(Habermas 1990=1994: 321-336)。

最後の部分にも見られるが、ハーバーマスの公共性の議論で重要な点は、公衆が自由に討議する場であること、開かれた空間であることであり、このことは何度も繰り返される。

以上ハーバーマスの『公共性の構造転換』を

概観してきたが、この理論に対して様々な批判が出され、ハーバーマスもそれに応じて修正を加えている。次はハーバーマスの理論に対する批判とその後のハーバーマスの理論の変化、そしてハーバーマス以外の公共性／公共圏理論をとりあげる。

2.2 『公共性の構造転換』以降の公共性／公共圏理論

ハーバーマスの『公共性の構造転換』に対する批判はハーバーマス自身が第2版の「新版への序言」で書いているように主な3つのものが代表的なものとして上げられる。1点目は市民的公共圏をあまりにも強調しすぎて不当な理想化に陥っているというものであり、その根拠は同質性を出発とするものを単一の公衆として語るのは間違っているということである。2点目はある特定の公共圏の形成にとってその果たす役割が本質的であるような集団をまったく考慮に入れておらず、またヘゲモニーをとった市民的公共圏と並び立つそれ以外のサブ・カルチャーや階級に特有のいくつかの公共圏が、ある程度の妥協がそれなりに可能なことを前提として出現し、そのようなコミュニケーション構造のなかで多くのアリーナが同時に形成されている場合を本論で取り扱っていないことである。そして3点目はハーバーマスの言う市民はブルジョワジーの男性に限定されており、より劣位の非自立的男性が排除されていること、そして近代家父長制のイデオロギーが強く、女性が排除されていることである。ハーバーマスはこれらの批判を受け、研究の意図は変わらないしつつも若干の修正を行なっている(Habermas 1990=1994: i-xLii)。

それは今田(2001)が、「ハーバーマスは1980年代に入って以降、市民的公共性という概念をほとんど使わなくなり、特に90年代以降は、使っていない。その理由は、新しい産業社会の位相のもとでは市民的公共性という概念がすっかりこないことを悟ったことにあると考えられ

る。そこで新たに提出された概念が『自律的公共性』である。自律的公共性とは、自律的な個人によって形成される、アソシエーション（結社）に媒介された『高次における相互主観性』つまり合意形成としての公共性である」と述べている。この考え方はまた三上(1998)が述べている公衆としての市民を主体とした市民的公共性から自立的で責任ある主体によって形成される自律的公共性への変化と軌を同じくしている。

またこのほかの変化として齋藤(2000)(注2)が示すようにある時期までは、普遍化可能な規範的言説と価値評価的言説とを峻別し、後者を公共の討議から排除するという立場をとっていた。しかし、第2版の序文と『事実性と妥当性』では討議のテーマはあらゆるものが相当するという姿勢になっている。

公共性／公共圏について広めたのはハーバーマスであるが、公共性／公共圏理論の先駆者はアーレントである。アーレントは『人間の条件』(1958=1994)のなかで差異性、多数性と言論の場の重要性を繰り返し、また人と人との間にできる空間にも注目する。ハーバーマスとアーレントは公共性／公共圏という同じテーマで論じているがゆえにしばしばその相違点が問題とされ、三上(2001)はアーレントとハーバーマスの異なる点は、アーレントは異質な存在としての各人の「生の複数性」が許容されることにこそ公的領域の意義を認めようとするが、ハーバーマスは共約可能性(合意)に公共性があることだと述べる。しかし筆者はこの相違点は表裏一体のものであると考える。アーレントのいうように差異があるから言論が生まれるのであり、最初に差異がなければ合意の必要性もないからである。

筆者は、ハーバーマスとアーレントの相違点よりも共通部分に重要な点があると考えているので、その部分を重視したい。ハーバーマスとアーレントの共通点は、言論と、言論から生成する空間を重視している点だと考えられる。そしてまた下からの突き上げによって既存のものを打ち

破ろうとする点も共通点である。これはアーレントの場合「一般に受け入れられていることを打ち破り、異常なるものに到達するのは、活動の本性による」(p330)という言葉になり、ハーバーマスの場合は「既存の支配を掘りくずそうとするものである。」(Habermas 1990=1994:47)という表現になる。

ハーバーマスの『公共性の構造転換』に対する批判の1つにヨーロッパの歴史的背景から論じているものなので日本には合致しないというものがある。確かに制度や施設の違いはあるが、日本も今日、住民投票が盛んに行なわれるなど下からの討議が増加している。ヨーロッパと日本では歴史的背景は異なるが、日本での公共性／公共圏理論の多くも討議を重視しており、今日の日本はその討議のある空間が生成しつつあるのではないかと思われるので、公共性／公共圏の生成過程を見るのには適した理論であると筆者は考える。よって本論文内では公共性／公共圏概念の中で、ハーバーマスとアーレントの共通点であり、他の研究者も重視している自由な討議が行なわれることとそこにできる空間という部分を用いていくものとする。

2.3 公共性と公共圏

公共性／公共圏はドイツ語ではÖffentlichkeitで、英語ではpublic sphereと訳されるが日本ではハーバーマスの著書“Strukturwandel der Öffentlichkeit”の初版が『公共性の構造転換』と訳されたせいもあり公共性という言葉が先行して有名になったが、最近では公共圏という言葉もしばしば使われており、『公共性の構造転換 第2版』出版に際してつけ加えられた「1990年新版への序言」では公共圏と訳されている。

花田(1996)は「私はÖffentlichkeitがSphäreを伴わずに単独で使用されても、その単語に対して『公共性』ではなく『公共圏』という日本語をあてたい」とし、その理由として「第一は、日本語の『公共性』はむしろöffentliche Aufgabe

(公的または公共的任務および役割)、öffentlicher Charakter (公的または公共的性格)、öffentliche Verantwortung (公的または公共的責任)、öffentliche Interesse (公共の利益)などに近い概念として受け止められる言葉だと考えられる。そこで、そのような意味での『公共性』とÖffentlichkeitの意味での『公共性』間で混同が生まれかねない、「第二は、(中略)Öffentlichkeitは空間概念として捉えられるべきものであり、従ってそれは『公共性』の語によっては伝達しにくい」(注3)という2点を挙げています。

一方豊泉(2000)は「ハーバーマス自身が『公共性Öffentlichkeit』と『公共圏öffentliche Sphere』とを使い分けている点を重視して、原則として従来の『公共性』という訳語を踏襲した」(注4)と述べている。

「公共性」という言葉は様々な意味で用いられており、論者以外の人間がその定義や意図をつかみにくいという問題がある。近年、公共圏という言葉を用いた研究は増加しているが、花田(1996)の提案以前の研究では「公共性」が使われており、どちらかへの統一は容易ではない。

日本では公共事業等のイメージもあり、公共性という言葉は「公」と同じ様なものとして扱われたり、齋藤(注5)が述べているように公共事業に異議申し立てを唱える人びとを説き伏せるための言葉、あるいは、生命・生活の破壊を訴える権利主張を「公共の福祉」の名の下に退け、人びとに「受忍」を強いる言葉であった。長谷川(2000)は、公共性の公という言葉に日本的なバイアスがあるといっているが、その公共性の公の字だけが前面に出て使用されてきたのである。しかし近年そのようなマイナスイメージだけでなく「公」と「私」の中間にある存在としての公共性やハーバーマスが意図したところの公共性のイメージも徐々に広がりつつある。

本論文では、公開性があり市民が自由にアクセスできることを「公共性」が存在するとし、公共性は公共圏が生成するための十分条件では

ないが必要条件の1つであると定義する。そして公開された場で自由な討議が行われる空間のことを「公共圏」として用いていく。

3 公共圏の生成過程

3.1 2つのオリンピックから見えてくる公共圏の生成過程

長野オリンピックにおける環境運動では、市民の側から様々な方法で公的機関に対して行動が起こされている。本論文では、長野市内在住の草木染職人である江沢正雄氏を中心となって始めた運動を見ていく(注6)。江沢氏は、長野市郊外に広がる飯綱山の保安林を市が解除し、民間デベロッパーに土地を売却し、周辺一帯を開発する計画を知り、妻の紀子氏とともに反対に動き出した。まず長野市に対してホテル建設についての説明会を開催するように求め、開催を承諾させたが、説明会とは名ばかりで出席していたのは推進派の男性がほとんどであった。夫妻は様々な自然保護団体の集会に参加し、飯綱山のホテル建設問題を訴え続けたがホテルも含め飯綱山周辺の開発がすべてオリンピックが来るという名目で進められていることに気づき、リゾート開発の元栓であるオリンピックをとめようと考え始め、オリンピック反対運動を始めた。1988年長野が国内候補地に選ばれ、招致運動は盛り上がっていきな、1989年10月の長野市長選に現職の塚田佐市長と共産党の候補者の2名が立候補していたが両者ともオリンピック推進派であった。リゾートホテル建設に反対する人の中からオリンピック招致の是非も問われず、リゾート開発がこのまま続くことに問題を感じる人々があられ、市長選挙にホテル建設反対グループとして候補者を擁立しようという動きが出、候補者も内定していたが、候補者の周囲の反対等で結局擁立は断念した。しかし反対意見があることをはっきりと意思表示したいと考え、江沢紀子氏が立候補をし、江沢正雄氏が代表となって「オリンピックいらぬ人たちネットワーク」(以下「いらぬネットワーク」)

という市民団体を発足させた。選挙の結果は現職の塚田氏が10万票あまりを獲得して圧勝となったが、江沢候補も共産党候補よりも約5000票多い1万5406票（有権者の約11%）を獲得した。この運動にはオリンピックに関係する活動ならではの特徴をいくつか見ることができる。運動が起こったのは長野であり、問題になっているのも長野の環境であるが、オリンピックは国際的で、多くの人が関心を持っている大会なので、活動は国外でも行われ、また国内においても東京で新たな反対グループが出てきたように長野以外への地域への広がりも見せている。

長野がオリンピック開催地に正式決定後初めて実施される1991年9月の長野市議選挙に、「いらないネットワーク」から開催返上を訴えて候補者を擁立しようという声があがり、ネットワーク内から友田三津夫氏が立候補をしたが、選挙の結果は1380票で最下位の落選だった。選挙への立候補等の活動と同時に訴訟活動を「いらないネットワーク」は行なっていた。まず1992年6月5日に「招致委員会の招致活動費の収入、支出および内訳」「招致委員会に県が交付または支出したお金の用途の内訳」の住民監査請求を提出したが、県監査委員事務局は請求書に不備があるとして補正を指示したため、6月10日に正式に住民監査請求を行なうことになった。8月6日に出された監査結果は、交付金の支出など返還請求の大部分をいずれも、最終支出日より1年を経過しており、また1年を経過しておらずとも正当な理由がある場合に当たらないとして監査の対象とはならないと言うものであり、請求のほとんどは却下された形になった。「いらないネットワーク」は監査委員会の却下という結果を不服とし、9月4日に長野地裁への招致交付金返還訴訟にふみきった。原告は長野県の住民57人で、被告は当時の県知事で招致委員会会長を兼職していた吉村午良氏、県出納長・上篠堅氏、県教育委員会委員長・宮崎和順氏、教育長・藤本三郎氏の4人で、損害賠償請求事件の形をとって行われた。損害賠償

金額は、長野県が1987年度から1991年度の間任意団体である招致委員会に交付した交付金9億2千万円、招致委員会の業務に従事した県職員に支払われた給与、オリンピック招致に関連して行われた県職員の国内外への出張旅費等合計10億8千万円余であった。判決に至る裁判過程は、長野地裁は10億4千万円については「監査対象期限が過ぎている」として訴えを却下し、残る4千万円についても「違法な支出ではない」として訴えを棄却した。また五輪招致活動が県の事務に当たるかどうかについては「地方自治法の『スポーツの振興に必要な事務』『教育、文化に関する事務』として県の事務に含まれる」と1審、2審とも判断し、県から長野五輪招致委員会への派遣職員への支出も認める判決となった。原告側は招致委員会の会計帳簿の提出を求めたが、その会計帳簿がなくなっていることがこの裁判過程で判明し、次の効用文書毀棄罪での告発につながっていく。

1994年9月5日、長野県の住民324人の原告は、長野地検へ公用文書毀棄罪で長野県県知事・吉村午良氏と長野市長・塚田佐氏を被告とし告発したが、県知事と市長が検察に上申書を提出し、1995年3月28日に長野地検は不起訴とした。地検の不起訴処分への直接の不服申し立てはできないため原告たちは検察審査会へ審査請求も申し立てを行なったが、同年7月地裁から却下の判決が出され、検察審査会から不起訴相当という処分が出された。1997年3月、東京高裁も長野地裁の却下という一審を支持し、同じく却下の判断を下した。原告団は続いて最高裁へ上告したが、1998年2月7日にオリンピック開幕を迎え、6月12日に上告棄却の判決が出された。

上記からもわかるように、長野オリンピック前の長野では、監査請求、訴訟の却下と公的機関の側からきちんとした対応がなされておらず、マスコミがとりあげてくれなければ市民側が自分達の意見を表明することも難しい状況である。また帳簿が焼却処分された件についてもきちんとした説明はなされていないことから公的機

関の側からの反応がないに等しいということがわかる。しかし長野オリンピックに際して行なわれたいくつかの環境運動によってオリンピックでの環境対策が考慮されたり、条例を制定する市町村がでてきた。環境運動をしていたグループに直接応答はなく公的機関の側を掘り崩すまでには至らなかったものの、環境運動をしたことによってより多くの市民の意識が高まり、公的機関は市民の力に押されるような形で対応せざるをえない状況になったといえる。即効性はなく、直接的な対応もないが、環境運動のグループが公的機関に対して起こした行動は確実に社会に影響を与えている。

1994年に行なわれたリレハンメルオリンピックは環境への配慮を前面に打ち出し、そしてそれにある程度成功し、初めて環境に取り組んだことによって「環境オリンピック」として有名になった。リレハンメル市がオリンピックに立候補した時、ノルウェー政府もリレハンメルオリンピック組織委員会（LOOC）も誰も環境に配慮した大会にしようと言ってはいなかったが、数年後、首相で国連委員会のメンバーでもあったブルントランドが、オリンピックは環境保護を推進するのに役立つ、ノルウェーが環境にやさしい国だということ売り込むいい機会だと考え始めたことから変わり始める。そして、リレハンメル開催が決定した2年後にLOOCが「環境にやさしいオリンピック」というアイデアを取り入れ、スタッフの1人を環境の担当にし、活動を始めた。この経緯からわかるように、リレハンメルは最初は話し合い等ではなく1人の発言から環境対策を始めている。一方長野はリレハンメルの流れを継ぐ形でなぜ必要なのかという検討もほとんどないまま環境対策をすることを決定した。環境対策を始めた当初はどちらにも議論があるとはいえない状況だが、その後がリレハンメルと長野では異なっている。リレハンメルではオリンピック開催に当たって政府、市民団体、オリンピック委員会の間で討議が行われており、また市民の側も自分達

の希望を文書にする等長野より一歩進んだ行動をとっている。またオリンピック憲章に新たに「環境」という言葉を加えさせる結果になっており、権力ある新たな価値の付与に成功している。

また、オリンピック誘致が決定した後、スタジアム建設等をめぐって強い抗議と政党の解散、新聞紙上での議論がリレハンメル市では行われている。そして開催が決定した後、人々は積極的に以前の秩序を取り戻そうとし、また新しい秩序を発見ないし創造しようとしており、開催が決まったオリンピックに対して自ら積極的に関わりあいをもつように行動している。リレハンメルが長野と大きく異なっている点は様々な立場の間での話し合いがきちんともたれていることである。

オリンピック後の長野では、県民がオリンピックの帳簿焼却をいう事実を知り、県政の状態を目の当たりにすることによって県政への意識が高まり、以前よりも県行政の動向に注目する人々が増えたことによって市民の側から様々な行動が起こされるようになった。そして応答のない行政に対して市民は批判的になり、応答のある行政を求めた結果、新しい発信型の田中知事が誕生した。最初の選挙では著名人ということを選んで有権者も存在するかもしれない。しかし田中知事が発信型の行政をしていたため、不信任決議後も再選する結果になったのではないかと推察できる。田中知事は多くの人に行政にアクセスできるように改革を行っており、ここに公共性が担保され始めたといえる。また田中知事は脱ダム宣言等のインパクトがあり、マスコミがとりあげてくれる発言によって市民の側に刺激を与える存在になると同時に市民の側に意見の表明を求めている。「脱ダム」宣言等のわかりやすさは、行政の複雑な部分を隠蔽してしまう危険性があるが、現在の長野県は隠されたわかりにくい行政よりも開かれたわかりやすい行政を求めているのではないだろうか。このわかりやすさから行政に関心を持つ人が増えるのは、特別なグループではなく市民1人1人が

意見表明をする第1歩になるのではないかと考えられる。

リレハンメルとオリンピック後の長野の両者とも公的機関の側から応答があるだけでなく、市民の側の行動もオリンピック以前の長野のただ自分たちの意見が表明できればいいという段階よりも活発であり、また進歩している。それは自分達の意見をきちんと成文化する、選挙で自分達が立候補するのではなく自分達と考え方が似ており、当選しそうな人材に立候補してもらい、そこに投票することなど成果が上がる方法をとっていることからうかがえ、今西(1998)の言う「つくる」運動になっている。一方長野オリンピックの環境運動は従来型の「たたく」運動のままで「つくる」運動にはならなかったといえる。つまりオリンピック時の長野の公共圏がリレハンメルのそれより成熟していないの

には市民の側にも要因があると考えられる。長野では市民の中でオリンピック賛成派と反対派の間で討議が行なわれていない。

これら長野、リレハンメルオリンピックにおける環境運動、オリンピック後の長野の様子から公共圏生成には図1に示すように段階があるのではないかとということが考察できる。第1段階として、「まず一般市民から公的機関もしくは企業などの権力ある組織に向けて何らかの意見表明、もしくは行動が起こること」が設定でき、長野オリンピック開催までの長野の状態がこの第1段階にあったと考えられる。そしてこの第1段階では公共圏生成の萌芽は見えるが、市民が自由に公的機関にアクセスできているとは言えないことからそこに公共性はない状態といえる。

リレハンメル、オリンピック後の長野から見えることは、第2段階として「公的機関等の権

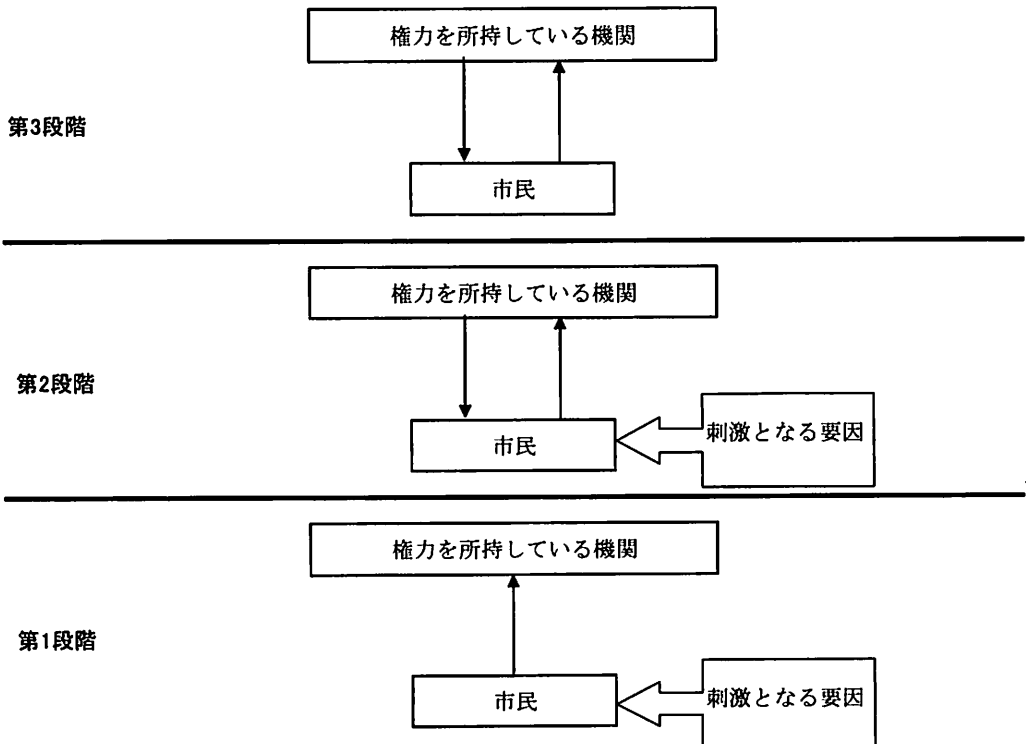


図1

力を所持する側からも応答があり、市民と公的機関の間に相互作用、討議の空間ができること」が設定できる。長野オリンピック開催後の長野の状態、そしてリレハンメルオリンピック開催までのリレハンメルの状態がこの第2段階に当てはまるのではないかと考えられる。この第2段階では公共性が担保された状態の公共圏であるといえる。

第1段階よりは第2段階の方が進んだ状態ではあり、より理想的な公共圏があると言えるが、両者ともオリンピックという刺激の存在がなければ公共圏が生成してこなかったという点で共通している。これは特別な存在がなければ市民は自分達の住む場の行政に関心を払わず、何も行動を起こさなかったことを意味しており、公共圏生成の段階には1、2段階よりも上の段階があると考察できる。

第3段階としてオリンピックのような「特別な刺激となる存在がなくても市民が自発的に議論を行い、公的機関に訴え、また公的機関も自ら住民の側に意見を求めていくような状態」を筆者は想定する。近年ほとんどすべての自治体はホームページを持っており、市民が自治体やその行政機関の長にメールで意見が言えるようになってきている。つまり自治体の側も徐々に姿勢を変えてきており、一方的に市民の側に押し付けるだけの存在ではなくなっている。しかし現実的に市民1人1人が公的機関へ直接何かを訴えるのは簡単ではないので非政府組織(NGO)や民間非営利組織(NPO)のような中間集団が媒介となって公共圏が形成されていくことが考えられる。安立(2002)は、NPOがボランティアな意識を持つ人たちの思いを可視化させ、活動の場を作ることによって社会システムの中へ媒介していると述べている。NPOに関しては長谷川(2002)が述べるように資源の不足や資源の需給のアンバランス等の問題もあるが、これらの問題を解決していき、中間集団としてうまく機能するようになることが第3段階へ到達するための条件の1つといえるだろう。

筆者は公共圏生成に3段階があることを示唆したが、これは常に第1段階から順を追って公共圏が生成することを意味しているわけではない。第1段階を飛ばして第2段階から始まることもあれば、第1段階から第3段階に一気に到達することも可能性としてはある。

ハーバーマス(1990=1994)はイギリスのカフェやフランスのサロンから文芸的公共圏が生成し、政治的公共圏に発展したとしている。しかし現代の日本では、大量の本が出版されており、議論の対象となる共通の文芸作品がほとんどなく、またカフェ等で議論をする文化も日本にはないのでイギリスやフランスと同じような形で公共圏が生成していくのは難しいといえる。したがってオリンピックのような非日常的な異物が日常生活に入り、穏やかな水面から水しぶきがあがるような形で公共圏生成のきっかけとなり、生成の第1段階に入っていくと推察できる。第3段階に至るにはまず市民の側に討議の習慣があることが必要となってくるが、現代の日本では上で述べたようにそれは難しい状況にあるため、まず最初に討議が始まるきっかけとなるものは必要であると考えられるため、突如として第3段階になることは難しいであろう。

3.2 個という視点

2.2でハーバーマスの公共圏概念に対する批判をまとめたが、公共圏概念全体に対する批判も近年出され始めている。それは、公共圏の最小単位は親密圏、家族であり、そのため人間1人1人を見ていく個という視点が欠けているのではないかというものである。

加藤(1999)は次のように述べる。全体の生活水準が上がり、生命維持の課題がクリアできるようになると、人間を動かす本性の力点が生命維持という「必要」から私利私欲という「欲望」に変化し、「必要」を満たす単位は家共同体であるが、「欲望」を満たす単位は個人であるがためにさらに大きな変化になる。そしてそれは家共同体の解体につながるが、動態の単位が家

共同体から個人に変わったため人は私的な利害によって動くようになり、産業、商業をさらに活性化させた。よって公共圏というものを現代に根付かせようとするならば決して私利私欲に敵対してはいけない。なぜなら現代の社会にもう一度アレントのいう「公的なもの」が作りだされうるとしたらその足場は私利私欲であり、私利私欲を否定する公共圏は必ず「社会的なもの」に転換してしまうからである。公共圏は私利私欲と対立する形に定式化されるのではなく、私利私欲の上に肩車される形に置かれなければならない(注7)。

この加藤の指摘は、公共圏概念を補完するという意味において重要である。個の視点は、3.1で提示した公共圏の段階が移行する時、その途中の過程を見る際に有効になってくるのではないかと思われる。たとえば第1段階から第2段階に移行するとき、権力を所持した機関の長、もしくは長以外の人間の私利私欲(たとえば選挙のため、商品のイメージアップのため等)から何かしら発案がされ、市民の側に応えていくという体制が整えられていく。実際リレハンメルオリンピックの場合、環境に配慮しようと言いだしたのは、ノルウェーが環境にやさしい国だということ売り込むいい機会だと考えた首相で国連委員会のメンバーでもあったブルトランドであり、個人の私利私欲からスタートしている。

個と集団の両方を見ることは難しいが、個という視点を忘れないことで個人の動きから始まるもの、そして個人の動きが公共圏に与える影響、また段階が移行する途中の過程も見る事が可能になり、見落とすものが少なくなると考えられる。

4 まとめ

1995年の地方分権推進法の成立を機に、地方分権は議論の段階から実行の段階となり、現在その一環として市町村合併が次々と行われてい

る。総務省は地方自治は民主主義の原点であるとして、地方分権の推進の意義を地方自治の実現を図ることとしている。そして住民自らが自らの地域のことを考え、自らの手で治めていく住民自治と、地域のことは地方公共団体が自主性・自立性をもって自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行っていく団体自治を地方自治の基本として、地域の住民が自分たちで決定し(自己決定)、その責任も自分たちが負う(自己責任)という行政システムを構築し、全国的な統一性や公平性を重視する「画一と集積」の行政システムから住民や地域の視点に立った「多様と分権」の行政システムへの変革をめざしている(注8)。

黒田(2002)が「個々の地域社会がそれぞれの条件に応じた公共性を創出することが、その地域社会にとってだけでなく日本社会全体にとっても、現在、極めて重要な意義を持っている」と述べているように、このように地方分権が進められている社会では公共圏の存在はいっそう重要になってくる。各地方がその地方にあった行政を行うには、住民の意見を汲み上げることが重要になってくるため、1980年代のような公共性の名のもとに受忍を強いられるような行政ではなく、ハーバーマスの言うところの討議がある空間という意味での公共圏が存在し、市民が行政に参加ができ、市民と公的機関がともに社会をつくっていくが必要になってくる。日々の生活も行政の一部であり、その地に暮らす市民の意見を積極的に受け入れることが公的機関には要求されるようになるであろう。

オリンピックのようななんらかの刺激がなくても、市民が行政に興味を持ち、公的機関に意見を言える、つまり市民的公共圏が存在するようになるのが理想といえるが、この段階に達するにはまだまだ時間がかかりそうである。インターネット技術の発達により、市民間の意見の交流は以前に比べて行ないやすくなっており、インターネット等デジタルネットワークから形成される公共圏についての研究も行なわれ

ている。しかし、しばしば指摘されるようにインターネット空間というのは顔が見えない空間であり、それと同時に発言の信頼性を確保するのが難しい場でもある。これらの理由もあってインターネットから生成する公共圏は権威のある集団を下から掘り崩すところまでには至っていない。

しかしインターネットは比較的新しい技術であり、インターネット上で行なわれる交流の中から新たなインターネットの活用法が出てくる余地はある。そこに3.1で示した公共圏の第3段階に到達する可能性もあるのではないかと筆者は考える。

注

- (1) Giddens,A 1993『近代とはいかなる時代か?—モダニティの帰結—』而立書房 p83-84
- (2) 斎藤純一 2000『思考のフロンティア 公共性』岩波書店p13
- (3) 花田達郎 1996『公共圏という名の社会空間——公共圏、メディア、市民社会——』木鐸社p24-25
- (4) 豊泉周治 2000『ハーバーマスの社会理論』世界思想社p189
- (5) 斎藤純一 2000『思考のフロンティア 公共性』岩波書店p1
- (6) 運動の様子は、相川俊英(1998)『長野オリンピック騒動記』5章p91-113、江沢正雄 1999『オリンピックは金まみれ——長野五輪の裏側』第5部1章p252-260 雲母書房、『月刊切抜き「体育・スポーツ」』1994年1月号から1998年4月号を参考に記述
- (7) 加藤典洋 1999『日本の無思想』平凡社新書 p156-180
- (8) 総務省ホームページ
<http://www.soumu.go.jp>

引用・参考文献

- 安立清史 2002「NPOが開く公共性 福祉 NPOの展開と課題」『中間集団が開く公共性 公共哲学7』東京大学出版会
- 相川俊英 1998『長野オリンピック騒動記』草思社
- Arendt,H 1958 "The Human Condition" (=1994 志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫)
- 『文藝別冊 [総特集] 田中康夫』河出書房新社 2001
- Chernushenko,D 1994 "Greening Our Games: The Environmental Guide for Sports & Recreation Decision-makers" (=1999小椋博・松村和則編訳『オリンピックは変わるか』道と書院)
- 江沢正雄 1999『オリンピックは金まみれ——長野五輪の裏側』雲母書房
- 『月刊切抜き「体育・スポーツ」』1994年1月号から1998年4月号
- Giddens,A 1991 "The Consequences of Modernity" (=1993 松尾靖文・小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か?—モダニティの帰結— 而立書房』)
- Habermas,J. 1990 "Strukturwandel der Öffentlichkeit" (=1994 細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換 第2版』未来社)
- Habermas,J. 1992 "Faktizität und Geltung. Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats, vierte, durchgesehene und um Nachwort und Literaturverzeichnis erweiterte Auflage" Surkamp (=2003 河上倫逸・耳野健二訳『事実性と妥当性(下)——法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』未来社)
- 花田達郎 1996『公共圏という名の社会空間——公共圏、メディア、市民社会——』木鐸社
- 長谷川公一 2000「共同性と公共性の現代的位

- 相』『社会学評論』50(4) p5-17
- 長谷川公一 2002「NPOと新しい公共性」『中間集団が開く公共性 公共哲学7』東京大学出版会
- 長谷川公一 2003『環境運動と新しい公共圏——環境社会学のパースペクティブ』有斐閣
- 橋爪大三郎 2000「公共性とは何か」『社会学評論』50(4) p19-31
- 千川剛史 1994「自律的公共性への構造転換に向けて——市民社会の基盤としてのメディア・ネットワークの可能性」『社会学評論』45(3) p332-345
- 千川剛史 2001『公共圏の社会学 デジタル・ネットワークによる公共圏構築へ向け』法律文化社
- 今西一男 1998「住民運動による普遍的公共性の構築：区画整理住民運動による「まちづくり」を事例に」『社会学評論』49(2) p51-67
- 加藤典洋 1999『日本の無思想』平凡社新書
- 黒田由彦 2002「地域社会の現状と展開——公共性の再構築に関するひとつの試論——」『社会学雑誌』19 p16-29
- Leonardsen,D 1998a「議論と批判を欠いた長野五輪〜リレハンメルと長野における民主主義の差異」『長野五輪 歓喜の決算 肥大化五輪への批判と提言』川辺書林
- Leonardsen,D 1998b「リレハンメルオリンピック 地域文化への巨大イベントの適応か、大衆娯楽へと向かうテクノクラートの家父長制か」『スポーツ社会学研究6』
- 三上剛史 1998「新たな公共空間」『社会学評論』48(4) p65-85
- 三上剛史 2001「公共性の理論と構造—ハーバース、アレント、セネット— 理論形成のための予備的考察」『社会学雑誌』18 p68-91
- 齋藤純一 2000『思考のフロンティア 公共性』岩波書店
- 齋藤純一 2002「現代日本における公共性の言説をめぐって」『日本における公と私 公共哲学3』東京大学出版会
- 渋井哲也 2002『「田中康夫」研究』ワニブックス
- 田中康夫 2002『田中康夫の愛の大目玉 ナガノ革命638日』扶桑社
- 豊泉周治 2000『ハーバースの社会理論』世界思想社
- 山崎哲史 1999「社会運動による普遍的公共性の構成」『社会学論考』
- IOC公式ホームページ
<http://www.olympic.org/ioc>
- JOC公式ホームページ
<http://www.joc.or.jp>
- 総務庁ホームページ
<http://www.soumu.go.jp>

[2004年5月26日受理]

A Consideration of Public Action in the Sphere of Ecology

Keiko Kumagai*

Abstract

The purpose of this study was to document the process of action in the public sphere. As observed in the ecology movements surrounding the Nagano and Lillehammer Winter Olympic Games, and the situation in Nagano following the Games, we can determine that there are three stages involved in the process of public sphere action. At the first stage, an event such as the Olympic Games sparks the interest of citizens, which they proceed to relate to government authorities, but with no response. This stage corresponds to the Nagano Olympic Games itself. At the second stage, citizens relate their opinions to the authorities, this time receiving a response. That is to say, there is interaction between citizens and government. This stage applies to the situation in Nagano after the Olympic Games and to the Lillehammer Olympic Games. At the third stage there is typically interaction between citizens and government that does not involve any special circumstances.

Today the process of decentralization is accelerating, requiring local government suited to the respective region. This brings the importance of action in the public sphere to the fore.

*Graduate School of Human Sciences, Waseda University